

国立大学法人和歌山大学におけるバイアウト制度の実施に関する要領

令和5年8月4日
学 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）において、競争的研究費直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出した研究代表者等（以下、「PI等」という。）が、本学で担っている研究以外の業務の一部を代行させることにより、研究に従事する時間を拡充するバイアウト制度を実施することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「競争的研究費」とは、各省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。
- (2) 「PI等」とは、競争的研究費における研究代表者又は研究分担者をいう。
- (3) 「バイアウト制度」とは、競争的研究費の直接経費の用途を拡大し、PI等が担っている業務のうち研究以外の業務（講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。組織の管理運営事務は除く。）の代行に係る経費の支出を可能にする制度（以下「本制度」という。）をいう。
- (4) 「部局」とは、本学組織規則に定める学部等、基幹、機構及び附属機関をいう。
- (5) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。

(対象事業)

第3条 競争的研究費のうち、資金提供機関がバイアウト経費の支出を認めた事業とする。

(対象者)

第4条 本制度を利用できる者は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則の適用を受ける教員のうち、前条の対象事業を実施するPI等とする。

(活用方針・対象業務)

第5条 バイアウト制度の利用により確保された財源は、研究活動及び本学の管理運営業務以外の次の各号に掲げる業務で、別に定める方針に沿って活用するものとする。

- (1) 教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）及びこれに付随する事務に関する業務
- (2) 社会貢献活動（研究成果普及活動等）及びこれに付随する事務に関する業務
- (3) その他学長が必要と認める業務

(利用申請)

第6条 本制度の利用を希望する者（以下「申請者」という）は、別に定めるバイアウト制度利用申請書（以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。なお、競争的研究費の応募にあたり、本制度の経費を適用するための経費の計上が求められる場合も、当該応募前に申請を行うものとする。

2 学長は、前項の申請書を受理したときには、所属する部局長の可否の確認を行い、承認の可否を決定し、申請者及び部局長に通知するものとする。

(経費)

第7条 代行業務にかかる経費は、代行する業務の内容に応じて、本学の各規定等により算出するものとする。

2 前項にかかる経費の上限は、各競争的研究費制度の配分機関が定める支出上限額までとする。

(期間)

第8条 バイアウトの期間は、プロジェクトの研究期間内とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。